

○議長（中本正人君）順番10、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、次の大項目二点について質問いたします。

一つは、杉村公園の利活用について。

二つ目は、市当局の基本姿勢の問題点についてであります。

まず、杉村公園の利活用について伺います。国道371号線バイパスの開通や京奈和自動車道の延伸等により、交通の便が格段に向上しています。この環境の中で、12haの杉村公園と、橋本市が後に買い増した8,000㎡の山林の利活用次第では、橋本市発展の大きな力になると考えております。

市当局はこの課題に対してどのような構想をお持ちでしょうか。

次に、大項目二つ目の、市当局の基本姿勢の問題点についてであります。市当局は常々、市役所は市民に対するサービス業であると言っているが、そうではない以下の実態について改善を求めます。

a、要介護・要支援の認定の申請について。

申請後、市役所から連絡を受けるまで首を長く待っているときに電話が来て、「明日何時に訪問します」と言われる。本人や家族はそれぞれ計画を持って生活していることを考えると、ひどい話だと思います。せめて5日か1週間前に通知して調整するように、制度として明確にすべきであると考えますがいかがでしょうか。

次に、火事被災者に対する対応について、3件伺います。

1、火災後、現場調査に立ち会った被災者の目の前で、市職員が燃えた機械の残骸を指さして、「これも、あれも、それも、業者が

喜ぶぞ」と、へらへら笑いながら話していたという。あまりにも無神経ではないか。市当局の感想を求めます。

また、火事後の始末をする際にも、運搬する車に必ず同乗していくように言われた。他の用で忙殺されているので、何とか別の方法でお願いしても聞き入れてもらえなかった。見かねたそばにいた業者が、「何とかしてやって」と頼んでくれて、やっと乗っていかなくて済んだと。それでも、何回かは行ったらしいです。具体的な事情を考慮して、もっと規則を弾力的に運用すべきだと考えますが、市当局の考えを伺います。

3、火災直後、緊急用の救護袋を届けていただいたが、電池が古く液もれの状態で使いものにならなかった。これについても市当局の感想を伺います。

次に、c、応其こども園の外構工事発注について伺います。

先に発注した二つの工事が大幅に遅れ、しかもその原因が業者に資金が不足していることにあった。そして、これら二つの請負契約に関して、契約解除、その他の法的問題を弁護士に相談に行こうとしている状態であるにもかかわらず、同一業者に、三つ目、すなわち、応其こども園の外構工事をも発注し、三つとも解除に追い込まれ、合計1億円を超える損害を被った。市当局はルールどおりにやったことで何の問題もないと言っている。

私は、大手企業の役員をしている友人にこの話をしたら、彼いわく、「私がそんなことをしたら、わが社では即刻首だ。役所というところは親方日の丸で、そんなでたらめが通るところか」、あきれていました。市当局は本当に今でも何の問題もないと思っているの

か伺います。

d、プライバシーの取り扱いについて伺います。

要介護・要支援の認定の申請をしたが、何の連絡もないので、どうなっているか調べてほしいと私が頼まれました。それで、担当窓口で尋ねたところ、「プライバシーだから言えない」「本人に直接連絡します」という返事です。あまりにも形式主義に陥っていないでしょうか。本人から頼まれたことを確認できれば、聞いた範囲のことは答えてもよいのではないか。自分たちの怠慢を隠すために、プライバシーを利用するという危険はないのか。

最後に、今回の一般質問を通して私が言いたかったのは、市役所の形式主義、すなわち、規則をどんな場合にも一律に適用して、事足りりとする傾向が強過ぎる。具体的な事情によっては融通をきかせて、妥当な処理をすべき場合もあるということ。職員が自己保身のために形式主義を隠れみのにして、市民の正当な利益を犠牲にすることがあってはならないということであります。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（中本正人君）1番 松浦君の質問項目1、杉村公園の利活用に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）杉村公園は、遊具や遊歩道、つり橋などを有し、郷土資料館や松林荘などの教育文化施設がある12.7haの総合公園として利用されています。

しかしながら、駐車場までの道路が狭いことや、トイレが古く利用しづらいことなどの課題もあり、利用者が多いとは言えない状況です。現在、社会資本整備総合交付金事業を活用し、杉村公園の北東部、国道371号橋本バ

イパスに隣接する約8,000㎡の土地を造成し、駐車場やトイレ、観光案内所の整備を計画しています。

杉村公園については、国道371号橋本バイパスや京奈和自動車道の整備によるアクセス環境の向上を好機と捉え、橋本市の自然、歴史、文化が再認識できる場所として、また、生涯学習や体験などを通じて多世代が交流できる場として地域活性化を図る拠点施設となるよう、市民協働で再整備を行っていききたいと考えています。

今年度は、杉村公園の基本計画等の策定やPFI導入手法の検討などを行うこととしており、現在、庁内の横断的な体制である、杉村公園魅力創造プロジェクトチームを設置し、ハード・ソフト面の整備について、企画立案をしています。また、公園の施設整備や運営、活用方法等については、市民活動団体や市民からの意見を聞きながら検討していききたいと考え、9月には、来園された方に対して利用状況やニーズについてアンケート調査を行うとともに、11月には、公園内での活動団体等を対象とした杉村公園魅力アップワークショップを開催し、現在の公園内での活動や、これからやってみたい活動、必要なもの・ことについての意見をいただいたところです。

これらの意見について、基本計画等に反映させるとともに、公園内での活動、運営方法の検討については、今後も引き続き、市民協働のもと進めていきたいと考えています。

○議長（中本正人君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）あちこち人の意見を聞いたり、また、市民アンケートをとったりと、それはいいことでわかるんですけども、市当局として、この公園をどのように活用しているかという基本的な柱、そういうものをど

ういう柱を持っておられるかを伺います。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）杉村公園は歴史、文化の香りがする総合公園ということで、自然、それから、文化、遊びを通じて、市内外から人が集まり交流することで、地域が元気になる、地域の活性化が図れるということで、拠点となるということの一つのコンセプトとしております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）抽象的な、大まかなことはわかったんですけども、具体的には、この柱を拠点としていくという柱を、どのような形で、方針でやっていこうかと、それを知りたいんですけど、いかがですか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）答弁でも申し上げましたとおり、杉村公園のやっぱり今の魅力を向上させる。今の現状を見ますと、木が生い茂り、以前、不審者も出たというようなこともございましたけれども、やはり、市民の方が安心して利用できるような魅力のある公園づくりをしていきたいというのが基本的な考えです。その考え方に基づいて、その公園全体をいろんなゾーニングをして、例えば、遊びのゾーンですとか、それから、歴史を勉強するゾーン、それから、公園を利用して、体力づくりをというんですか、ハイキング、それから、歩いたりとかということのできるゾーンということで、具体的なことを言いますと、そういうゾーニングをさせていただいて、全体を市民の人が交流できる、利用しやすい公園にしていきたいと、そういうような考え方でございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そういう考えで、橋本市、活性化する大きな力として、活用していきけるとお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）やはり、一番、これから活性化していけるという一つの要因が、先ほども説明しましたように、アクセスの問題だと思います。国道371号橋本バイパスが既に完成しまして、これから、紀見トンネル、新紀見トンネルをほっていく。それから、河内長野バイパスへつなげていくということで、大阪からの、やはり、人を集客していくと。

それから、京奈和道が和歌山市まで延伸していく、それから、奈良方面へもどんどん延伸されるという中で、やはり、橋本市の杉村公園が置かれている立地条件としては、すごく恵まれている、都市の中で緑が非常に多いということの中で、すごく恵まれている立地条件であると考えておりまして、それらを好機に捉えまして、整備していくということが必要と思っております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私はやっぱりいろいろと、いろんな能力のある人が市民にもいるし、グループもあるし、そしてまた、橋本市以外のいろんな有能な方々、専門家の方々も入れて、それで、大きな視点から、どういうふうにしたら橋本市活性化の拠点となり得るか、そういうことを考えていかなければ、今のご答弁でしたら、とてもやないが橋本市活性化の拠点となるようなものではないと私には映るんですけども、衆知を結集して、しかもそれに対して、いろんな成功例等も、専門家から、あるいは、成功した人からの知恵も借りながら、まず、情報を集め、しかも、人材も集めた上で、大きな枠組みというのをつくっていかなければ、せっかくの大きな宝の持ち腐れということになりはしないかと懸念しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）11月に杉村公園魅

力アップワークショップというものを開催させていただきました。そのメンバーの中には、例えば、日本野鳥の会さまですとか、ビオトープの関係者、それから、はしもと里山学校の皆さま方、それから、NPO法人ネットワーク紀北の方々、それから、紀見地区の公民館の関係の方々とか、さまざまなその公園を利用する、それから、ある程度、やっぱりその公園を利用して、活動していただいているという方々に集まっていただいて、ワークショップを開催させていただきました。

この意図といいますのが、やはり、市民の方がどう活動されているか、それから、その公園をどうしていきたいのか、それから、そうしていくために何が必要なのかということ、やはり、その人たちに直接お聞きして、出された意見を、やはり、今後の基本方針等々に反映させていくというのが考え方でございますので、単に一般的なやり方でやっておるんではなしに、やはり、市民協働というんですか、市民の意見をいろいろ聞かせていただいて進めていきたいというのが、本市の考え方でございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）その会議に出席した何人かから私、話を伺った上で、今、質問をさせてもらっているんです。それによりますと、いろんな各グループがありますけれども、自分たちの思惑、自分たちの利益というか、その思いを遂げるためにこうしろ、ああしろと言うだけで、大所高所から対極的な意見は全然出なかった。そこで、どういうふうになっているかと市に聞いたら、市は何にも持っていないと、そういう状態だったので、極めて不平不満の多い、ここに出席された方もおられるので、そういう状況だったということをお伺っています。

したがって、大所高所からもっと大きな目

で見て、ここに橋本市の杉村公園という大きな財産をどのようにしたら活用、最高に活用していけるかということを考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）ワークショップの開催した意見等々、出された意見等々につきましては、市のホームページにももう掲載させていただいております。その中で、先ほど申し上げましたような、現在のやっている活動、それから、今後やってみたい活動、それに必要なもの・ことについてそれぞれの分野ごとに意見を出していただきましたので、それをまとめて掲載しているわけですが、特にも、特に、その中でこれからやってみたいことということで意見をいただいた中では、例えば、四季の花や樹木を味わいながらのハイキングや観察会、それから、里山林の保全、それから、自然環境をより身近に体験できる活動、それから、郷土資料館を活用した歴史、文化の学習、岡潔氏の教えの継承というようなことを、今後やってみたいことということで意見をいただいております。

それから、そのために必要なもの・ことの中では、やはり、市民団体、それから、公園利用者が集い、情報交換の場、それから、学びの場、野外ステージ等の屋外活動の拠点、そういう意見、それから、開放的な広場、それから、市民と行政の継続的な協働体制と運営組織、それから、公園を案内できる、または、運営できる市民の育成、市民相互のネットワーク、市民参加型のイベントの開催、それから、杉村公園の自然環境資源としての価値の見直しというようなさまざまな意見をいただいております。

市といたしましては、これらを意見の参考にさせていただいて、反映していきたいと思うんですけども、その中にもう一つ、公園促

進協議会等を立ち上げてはというような意見もあったと思います。この件につきましては、ちょっと即答はできませんけども、庁内でまず検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中本正人君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）先ほど、市のほうは何も考えていないというようなお話があったと思うんですけども、当然、市のほうも役所の職員14名によるプロジェクトチームを組んで、いろんな分野から寄りまして、この杉村公園の魅力を向上させていくための検討は行いまして、市としての考え方も持っております。

ワークショップの当日につきましては、市の考え方にあまり左右されるのはよくないというような形で、利用者目線で、何も条件のないような中で、これからの利用者目線で杉村公園の魅力を向上させていくために、どのようなもの・ことが必要であるのかということについて議論をしていただきました。ですから、あえて、市のそういった具体的なそういう計画というのは出さずにおいたという状況でございます。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）それでは、ここで、市の対極的な大所高所から見た大枠組みというかな、そういうのを説明していただけますか。

○議長（中本正人君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）大枠組みにつきましては、冒頭の答弁でもご説明をさせていただいたとおり、歴史、文化の香る総合公園として、また、地域活性化の拠点、つまり、子どもから大人まで、そこで多世代が交流できるような、そういう公園をつくっていききたいというのが基本的な大枠の部分でございます。

具体的な計画につきましては、今現在も進

行中ございまして、いわゆる、主に市の考え方、基本的にはそういう管理とか、そういった面も含めた市の考え方と、先般いただきましたアンケートであるとか、ワークショップ、利用者目線の考え方をクロスさせながら、具体的な計画に落とし込んでいく作業が、これからの作業となっておりますので、ご理解をさせていただきたいとお願いします。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）公園としての利用活用というのは、それでわかりました。

ところが、それで、市がほんとうに活性化するための一つの大きなステップとなり得るかという観点から、私は非常に疑問に思います。ここはもう押し問答になるので、この辺でやめますけれども、その大枠、ほんとうに活性化と、単なる公園というかな、でなくて、ほんとうに活性化、人が集まり、経済も上向くと、こういう枠組みはつくってほしい思います。これで1番、終わります。

○議長（中本正人君）この際、1番 松浦君の質問項目2に対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

1番 松浦君の質問項目2、市役所は市民に対するサービス業であると言うが、実態の改善を求めるに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）要介護・要支援の審査申請についてお答えします。

被保険者より要介護・要支援の認定申請がされますと、まず、市から各医療機関宛てに

主治医意見書の作成依頼を行います。そして、認定調査員が自宅などを訪問し、申請された被保険者の基本動作・生活機能・認知機能等、必要な74項目について調査させていただきます。この認定調査の結果と主治医意見書の一部の項目をシステムに入力して一次判定を行った後、広域組合に設置されている介護認定審査会において、一次判定や主治医意見書などをもとに保健・医療・福祉の専門家により審査判定された二次判定により、市から申請者に認定の結果を出します。

この認定結果に基づき、ケアマネジャーが本人や家族等と相談の上、ケアプランを作成し、各種サービスを受けることになるのですが、認定結果が出る前でも、申請日からサービスの暫定利用は可能となっています。

本市では、囑託の調査員6名でこの認定調査を行っていますが、今年に入り2名が病気などにより相次いで退職し、実質5名体制となった時期が計9カ月ありました。その間、申請の多い時期と重なったこともあり、申請された方には一部、認定調査の連絡が遅くなるなどご迷惑をおかけしましたが、現在は再び6名体制で認定調査を実施していますので、この点については徐々に改善されています。

認定調査については、できるだけ円滑に調査が進められるよう、各調査員が1週間に受け持つ調査対象者について、地域間のばらつきがないようにまとめたり、暫定利用をしているなど結果を急ぐ必用のある方を優先するなど、さまざまな事情を考慮しながら、毎週調査対象者の割り振りを行っています。

割り振りを受けた調査員は、認定申請書に記載されている被保険者本人や家族等の連絡先に電話をかけ、調査の日程調整を行います。なお、申請書には「認定調査希望日時について」という欄を設け、申請者の希望する曜日や時間帯等について記入いただいております。

た、申請書の提出時に、その内容についての確認もしています。それらを踏まえながら、申請者の希望日時に合うような形で日程調整をさせていただきます。

次に、火事被災者に対する対応に関し、給付された災害見舞品（緊急セット）に電池の液もれの不具合等があったとのことについて、お答えします。

確認しましたところ、本事業は日本赤十字社の依頼を受け、橋本市社会福祉協議会が実施している事業であり、災害時等必要な場合に備えての適切な管理や整備が欠けていたとのことでした。

本市としても、災害に対する種々準備を行っていますが、いざ必要となったときに十分な実効性が発揮されるよう、日常から点検を行う必要があると再認識するとともに、社会福祉協議会に対しては、今後、適切な災害見舞品の管理と整備に取り組むとともに、職員には親切でやさしい対応を徹底するよう指導を行いました。

次に、プライバシーの取り扱いについての介護保険課の対応についてお答えします。

認定申請をする際に提出いただく申請書には、本人の同意欄を設けています。これは介護サービス計画等を作成するために必要があるとき、調査内容や判定結果、主治医意見書を、市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者もしくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師または認定調査に従事した調査員に提示することに同意することを示すため、本人に署名いただく欄です。

介護に関する内容は、本人の身体機能や認知機能等、通常他人には知られにくい内容であり、認定申請をしていること自体知られたくない方もいます。そのため、職員は常に気を配り、これらの情報を取り扱っています。

委任状などを持って窓口に来られた場合は別ですが、それ以外は第三者には情報を伝えないことを基本としています。

また、第三者からお尋ねがあった場合、プライバシーにかかわることもありますし、本人の同意の確認もできませんので、介護保険課ではそのような場合、窓口に来てくれた第三者の方にはその旨を説明し、直接本人または家族等に電話をし、説明をしています。この対応により、本人または家族等からの質問に対し即座な対応が可能ですし、内容が複雑になればなるほど、本人または家族等に直接説明する必要があるものと考えています。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

〔市民生活部長（田中忠男君）登壇〕

○市民生活部長（田中忠男君）本年8月3日に橋本駅前付近で発生した火災現場での立会いの際に、市職員が不適切な発言を行ったとのことですが、被災者から8月5日に電話で廃棄物処理についての相談があり、その日を含めてこれまで7回、担当職員が現地確認を行っています。その際の状況について担当職員に確認をしたところ、議員おただしのようない不適切な発言は行っていないことを確認しています。

火事等の被災者は、住宅や物資のみならず、精神面等においてもさまざまな不安要素を抱えておられますので、当事者の心情を酌み取り、十二分に配慮した対応を心がけるよう、今後とも職員に指導徹底していきます。

○議長（中本正人君）総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）応其こども園外構工事は、予定価格が5,670万円であったため、工事希望型競争入札で行い、落札した株式会社ハウスアラメントに発注しました。この入札・発注は本市のルールに従って行ったものであり、そのときの判断に問題はなかったと

考えています。しかしながら、契約解除という重大な結果に至ったことは誠に遺憾で、市としても厳しく受けとめています。

このことを受けて、6月議会、9月議会でご報告させていただいたとおり、変動型最低制限価格における下限価格の設定率の引き上げ、制限付き一般競争入札における低入札調査基準化価格の上限の引き上げ、設計等委託業務の入札に変動型最低制限価格制度の導入などの入札制度の見直しを本年6月に行いました。

今後とも、入札制度について、必用に応じて見直しを進めてまいります。

○議長（中本正人君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）1番から順番に再質問いたします。

まず、そういうマニュアルというのがあって、そのとおりに動いておれば問題がないんですけども、そうではなかったということなんです。私がそれをいつになってるかということ聞かれて、それで、役所に行ったときには、28日に電話して、29日に行くことになってますという話なんです。あしたのきょう、電話されて、普通は非常に困るんじゃないかと。あまりにも市民の立場を考慮していない、配慮が足りないという、私は判断をしまして、それで、「それおかしいんじゃないですか」という話をしましたら、窓口の方は、「いや、今までずっとこういうふうに行っているけれども、苦情出たことないよ。文句出たことないよ」という話なんです。そのやりとりをしていて、また、課長も出てきて、それで、「松浦さん、これはね、ずっとやってるけど、何の苦情もありませんので、その辺わかってください」という話やったんですけども、私はおかしいと。

仮に、「あした行きまっせ」と言われて、それで、自分の計画があるにもかかわらず、それに合わせなければならんというのは、やっぱり気の毒だ。不平が出なかったというのは、これからこの人たちに、私たちは世話にならんなん。だから不平があっても言うたら、不利益に扱われたらかなわんさかいに、黙っている、合わせていると、そういうことはやっぱり配慮してあげなければならんんじゃないでしょうか。そういう話をしまして、「いや、そうじゃない、誰も苦情なんかない」と、まだも言いはるので、立場を変えて、あなたが依頼者になって、その身になって考えてくださいよと言いましたら、黙り込んでしまいましたけどね。やっぱり、弱い立場にあるというかな、そういうお世話にならんなんから辛抱しているということ、やっぱり配慮してあげなければならんと思うんです。

そういう話を当人にしましたら、これは老夫婦の話で、奥さんが私にいらしたと、「お父ちゃんをそういう申請したんでお願いします、いつになってるか、全く連絡ないので」ということで、奥さんから伺いました。その話をしたら、「松浦さん、それはね、私のとき」って、その人が申請して認定を受けているんですけど、私の場合は、朝8時半頃電話が来て、「9時半に行くからおってくれ」と言われた。しかし、私はその日の予定があったので、「それは困る」と言うたら、「いや、こっちも忙しいんだ」と、そういうやりとりがあったということをおられました。

だから、いろんな人があって、いろんなケースがあるんですけども、そういう場合には、自分の職責の趣旨を体現して、体得して、丁寧に親切に扱っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今、いろいろ

ご指摘をいただきました。ただ、私どもといたしましては、相手のご都合をお聞きして日程調整しておるといふのは、もうそのとおりのふうに確信をまず持っています。

例えば、今、ご質問の前段の部分、きょう言っ、あしたという部分、この部分については、私も確認したんですけども、通常の事務の取り扱いであれば、これは木曜日に認定調査の日程調整の電話をさせていただき、早ければ金曜日にも行ける状態ですということをご説明差し上げたというふう聞いております。ただ、恐らく、議員、ここでこういう質問に至るといふことは、議員の判断は、木曜日で金曜日というふうに判断されておられると思います。その部分については、私どもから言えば、誤解されてられるのかなということ、さらにいえば、私どもの当初のご説明が十分でなかったのかなと私は思います。

ただ、少なくとも、現場の事務の仕方は、あくまでも相手のご都合をお聞きし、日程調整しているということ、これは間違いございません。ただ、議員のおっしゃられる、例えば、そういう立場上の、うちのほうから日程調整を差し上げたときに、遠慮して、そういうふう合意していただける方もいらっしゃるのではないかなというふうな、大分おもんぱかったような言い方をしますけども、そういうふうなことも可能性としてはあるのかなとも思います。

ただ、あくまでも、この日程調整、実は電話でしておりまして、私、たまたま座っている席が近くて、ときどき耳に入ることはございます。耳に入るというのは、やはり、大きな声でゆっくりしゃべっている場合、そんなときには、やはり、多分、電話の向こうの方はご高齢の方で、ちょっとご理解いただけないので、きっちり日程調整をしているのかなというふうには私は判断しております。そうい

うふうなこともございます。

電話でそういうふうな印象、電話というのはあくまでも、声の調子と相手の理解、そういうふうなことでコミュニケーションが成り立つものですから、丁寧に、親切に説明し過ぎてもいいのかなというふうに思います。そういう点で、ご質問の後段の、やはり親切に丁寧に、わかりやすく、今後とも、そういうふうな日程調整業務は行っていくように指導してまいります。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）こちらが聞いたことと、そちらの言うことと違うんでね。やっぱりいろんな点で、私は次も出てくるんですけども、マニュアルどおりきっちりやってもらわんと、相手は高齢者で、一月も二月も前に申請して、前にそのときに、約束してあるから、もうあしたのきょうで電話してもいいだろうと、そういうようなこともちょっとひどい話、行き届かない話やと思いますよ。だから、その辺のところは、これからもいろんな面で配慮していただきたいと。苦情が出ないというのは、苦情を言いたくても言えないと、立場があると、弱い市民の立場から言えば、言いたいけども言わないこともやっぱりあるということをご理解いただきたいとします。

それで、その場合、28日に電話して、29日に行きますよという話だって、ところがその方は、家族でも精いっぱい介護して、もう家族もたんわという状態で申請したんですよ。28日に電話して、29日にいっぺん調査に行くと言ったけども、26日に亡くなったと。26日に亡くなったんですわ。ご家族の人としたら、長いこと介護保険を納めてきたけど、そういう状態で、全然お世話になれなかったと。早めに申請する人もおりますけども、大丈夫なときでも、申請する人の中には、そういう非常に厳しい状態の中で、家族で精いっぱいや

って、これ以上無理やということ申請する人もいるので、いろんな場面を想定した上で、ご配慮をお願いしたいと思います。

それと、次に、火災の話なんです。今の答弁では、そういうことは言わなかったという話ですけれども、私、この質問のすり合わせのときに、「私をご本人にお会いして、職員は言わなかったと言うてますよ。いろんな混乱があつて、あなたはそうだったんじゃないやありませんか。そういう可能性はありませんかと聞いて、そうかもしれないと当人が言われたら、私、この質問をやめます。取り消します」と言うて、その足で本人に、ご夫婦にお会いしたんです。そしたら、とんでもない話やと。身振り手振りで、あそこも、ここもって、こう手で指さしながら、へらへら笑いながら、そういうことをしたというお話でした。これは水かけ論になるので、これ以上、やりとりしても無駄なんですけれども、今の質問に至った実態というのは、こういうことです。

それから、産廃のところへ運搬するときに、全部、乗って行ってくれと、そうでなかったら、産廃のごみ、これにどさぐさにまぎれて入れて、ほかへ持って行くと、その場所に持って行く、これも火事の現場から出たもんだと言って持って行く。そういうことを防ぐために一緒に乗って行ってくれと、こう言われたらしいんですけども、ほかにもいろんな仕事があつて難儀しているときに、火事の後で、「それは何とかありませんか」と言うて、頼み込んだけれども、「いや、具合悪い。規則でこうなってるんだ。だから行ってください」というふうに突っぱねられたと。こっちで哀願しているのを見てたまりかねた業者が、「この人、気の毒やで。何とか融通きかしたってよ」ということで、回数が少なくしてもらえたということなんです。

規則はそうであっても、具体的な事例で、

例えば、荷物というか貨物というか、これはうちから出たもので間違いないということで、きちっと書類を出して、それで、火事現場のものかほかのものか、この場合には見分けがすぐつきますので、そういうことで乗って行かないかんとすることを回避できなかったのかと、初めからね。そういう杓子定規に何でも扱って、処理してしまって、それで一番楽ですよ。「規則がこうなってるから、しょうがないんだ、こうしてください」と、そういうふうによく言われますけども、やっぱり、具体的妥当なことを考えればいろんなことがあるんです。事情によっては、制度の趣旨が許す範囲で、やっぱり個々の担当する職員が、あるいはその上役が、これはこうだ、ここまでは行けるよというような判断をして、それで、具体的妥当な処理をしていかんと、血も涙もない市政になると、私は思います。

ただ、それがまた緩み過ぎて適当になっちゃ困るんですけどね。必ず必要なときもあれば、やっぱりそれは自分の責任で、後で追求を受けたときに、「いや、これはこうなんだ。私の責任でやった」とはっきり言えるだけのものであれば、やっぱりそういうことをすべきじゃないかなと、私は考えております。

電池の液もれの話ですけども、よくわかりました。ご趣旨、よくわかりました。

次に、応其こども園の外構工事発注、これももう私、3回か4回取り上げているんですけども、結局、ルールがこうだったからこうだと。しかし、よく考えてみたら、今のあるルールというのはこういう異常事態を想定した上のルールではないんですよ。にもかかわらず、この異常事態を、それに適用してやっても、大損かいたと、被った。これは考えなきゃいかんですよ。形式主義、あるいは、規則全能に陥って、目に見える損害も、ルールどおりにやったので、これはしょうがない

んだ、問題ないと。ほんまにそれでいいんでしょうか。もう一度、お願いします。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）今のご質問でございますけども、入札制度につきましては、適宜見直しを行っております。今までにも、最低制限価格の引き上げも行っておりますし、今後とも入札制度につきましては、そういうことが起こらないように、順次見直しを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）いろんな点で改善していただきました。これは理解しています。

それでは、それでも、今の状態、これを出てこないように抑え込むような改革というのはいないんですか。理論から言うたら、こういうことがまたあり得ると、こういう状態あり得たときに、また、三つ目も今と同じように、市当局は契約するんですか。伺います。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）平成27年3月からの調査中の事項としまして、経営状況の調査、これにつきましては、信用調査会社の資料なんですけども、そういう資料を入手しまして、経営規模等評価結果通知書、総合判定通知書の総合評定値で把握できない経営状況を把握するというのを、今、研究しております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そういうことを聞いているのではなくて、今と同じような状況の事故というか遅滞が起こった場合に、また、同じように、三つ目が出てきたときには、この会社に請負させるんですかということです。問題なかったらさせなきゃしょうがないですね。させるんですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）今回のケースにつきましては、中途解約をしますと、相手から

損害賠償を請求されるということになりますので、今回につきましては契約をさせていただきました。今後、こういう形にならないように、入札制度の見直しをするということで、平成28年6月から、入札参加資格停止や入札参加回避を課した場合の地方基準点の減点の強化、それから、債務不履行による12カ月以上の入札参加資格停止処分等の資格停止処分を受けた業者については、格付けを引き下げる。それから、さらに、入札参加資格申請の際に、添付書類として、市に対する納期が経過している税外債権のない旨の誓約書の提出を追加するというふうな形をとっております。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そういうことを聞いていないんです。聞いていることにきっちり答えてください。私が言うのは二つの請負契約が極めて不誠実な形で遅れていて、それで、三つ目が出たときに、そこにもまた請負させるのかと、こういう場合が出てきたら。つまり、業者の意志、いろんな経済的にいくら調べたって、業者の意志が、いや、これでやるんだと、今と同じようにやるんだと言うんだっただけですやろ。そのときにどうするかという話なんですよ。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）以前からご指摘をいただいておりますが、入札後に契約をしないということに関しましては、相当確たる証拠等がない限り、なかなかしにくい点がございまして、ただし、今回の件につきましても、以前の工事の遅滞において、いろいろ問題点が発生してからは警告処分等を行っております。その警告が基準以上を上回りますと、その次の入札に関しては入れないという規則はつくってありますので、当然、それ以後の入札は回避をさせていただいております。

そういう意味で、今回の件につきましては、議員とちょっと認識が異なりますのは、以前の契約した工事の遅滞がどの程度であって、警告処分に当たるのかどうかという点でございまして、警告処分を既に何回かしておいた状態であれば、当然、今回も入札回避ということができたんですけども、今回は残念ながら、その時点ではそういう認定ができなかったということになっております。その時間のところが、議員ご指摘のとおり、入札時にはという点がございまして、その以前に警告をする必要がありますので、その点、ちょっと、今までの制度上の問題点もあったんかと認識しております。

今後、そういう際に、直前に警告をするでありますとか、その辺の運用面、制度面ではなしに運用面のところは、今回の教訓をもとにいたしまして、厳しく今後、対処していきたいというふうに思っております。

それから、今回の応其こども園につきましては、工事希望型一般競争入札という形でございますけれども、この入札に関しては、制度上、今回の業者が特に、その工事を希望したとしても、最低価格が落札者となりませんので、その方がどういうふうな形をとっても、必ず、そしたら、その工事を落札できるシステムにはなっておりません。そういう意味で、たまたまということがあるわけでございまして、今後このようなケースで、かなり疑わしい状況がある場合には、工事希望型競争入札という形を、これはもうルールで原則でございまして、そのあたりを指名競争入札に切りかえるとか、そういうことも一つの方法としては、原則を無視する形になりますけれども、非常事態の場合はそういうことも、今後は考えてみたいというふうに思います。

○議長（中本正人君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）難しいことを話ししているんじゃないで、二つのことがいろんな、こちらからいくら促進しても、事業が進まない。極めて不誠実な答弁しか出てこない、回答しか出てこない、そういう状態で三つ目をやる時に、「あんた初めからあかんで、今回はやめてくれよ、これ二つちゃんとやっからやってくれよ」と、そういう当たり前の話をきちんとできなかつたら、後の運用がどうの、制度がどうのといっても、これからだってそういう場面、いくらでもあると思いますよ、入札に限らず。言うべきことは言う、常識的にこれ、あかんのだと。文句が出てきたら、法律に訴えてでも、訴訟を受けて立ってやろうと、それぐらいきっちりした筋道を通して市政を運営してもらわんと、規則がどうの、ルールがどうのって、こんな非常識なことが実態としてあるんですから。気持ちの、基本的な考えを、市当局に考え直してもらわな具合悪いと私は思いますよ。いかがですか。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）我々の仕事といいますのは、そのルールと恣意的行為の狭間で、いろいろなことを行っております。入札制度につきましても、さかのぼりますと、以前で

すと、指名競争入札1本であった時代もございます。そういうときには、市長の指名権限というのはかなり強いものがございまして、不公正といっは何ですが、いろんな選び方ができたんかもわかりません。しかし、そういうことの中で、いろんな問題点が起こってまいりまして、その結果、現在の入札制度に落ち着いておる点もございます。

ですから、入札制度というのは、メリット、デメリット、いろんな点がございまして、そこはいろんな制度改革の中でここに至っておるということは、ご理解をいただきたいというふうに思いますが、その中で、議員のおっしゃる点につきましては、趣旨については十分理解をしておりますし、私どもも同じ考えでございます。こういうことが二度とあつてはならないという趣旨は十分理解しておりますので、今後、この点について、反省点を含めまして、運用上で何とか対処できるものについては積極的に対処したいというつもりでおります。

○1番（松浦健次君）終わります。

○議長（中本正人君）1番 松浦君の一般質問は終わりました。